

作成日 2019-01-25 (年-月-日)

改訂日 2023-05-26 (年-月-日)

## 1. 化学品及び会社情報

製品名 T53UA / SC29WW14

### 化学品の推奨用途及び使用上の制限

化学名又は一般名・用途 インクジェット用インキ (UV硬化型)

### 安全データシートの供給者の詳細

#### 輸入者/供給者

エプソン販売株式会社

東京都新宿区新宿四丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー

電話番号: 03(5919)5211(代表)

セイコーエプソン株式会社

長野県塩尻市広丘原新田80番地

#### 緊急連絡電話番号

03(5919)5211(代表)

## 2. 危険有害性の要約

### 化学品のGHS分類

急性毒性 (経口)	区分 4
急性毒性 (経皮)	区分 4
皮膚腐食性/刺激性	区分 2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 1
皮膚感作性	区分 1A
生殖毒性	区分 2
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 1 呼吸器系 肝臓 区分 2
水生環境有害性 短期 (急性)	区分 1
水生環境有害性 長期 (慢性)	区分 1

### ラベル要素

#### シンボル/絵表示



注意喚起語

危険

### 危険有害性情報

H302 - 飲み込むと有害

H312 - 皮膚に接触すると有害

H315 - 皮膚刺激

H317 - アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

H318 - 重篤な眼の損傷

H361 - 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い

H372 - 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害



SC29WW14-01

H400 - 水生生物に非常に強い毒性

H410 - 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

長期にわたる、又は反復ばく露による以下の臓器の障害： 呼吸器系、 肝臓。

長期にわたる、又は反復ばく露による以下の臓器の障害のおそれ： .

**注意書き - 安全対策（予防策）**

- 使用前に取扱説明書を入手すること
- 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと
- 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること
- 取扱い後は顔、手、露出した皮膚をよく洗うこと
- この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと
- 汚染された作業衣は作業場から出さないこと
- 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと
- 環境への放出を避けること

**注意書き - 応急措置（対応）**

- ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当てを受けること
- 特別な処置が必要である
- 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること
- 直ちに医師に連絡すること
- 皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹼）で洗うこと
- 気分が悪いときは医師に連絡すること
- 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること
- 皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること
- 飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること
- 口をすすぐこと
- 漏出物を回収すること

**注意書き - 保管（貯蔵）**

- 施錠して保管すること

**注意書き - 廃棄**

- 内容物/容器は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

慣用名 インクジェット用インキ（UV硬化型）

**GHS分類寄与成分等**

化学品の名称	化審法番号	安衛法番号	CAS番号	重量%
アクリル酸ベンジル	(3)-2873, (3)-1017	-	2495-35-4	30-40
モルホリン, 4-(1-オキソ-2-プロペニル)-	(5)-865	-	5117-12-4	10-20
酸化チタン(IV)	(5)-5225, (1)-558	-	13463-67-7	10-20
2H-アゼピン-2-オン, 1-エテニルヘキサヒドロ-	(5)-6239	8-(1)-2044	2235-00-9	10-20
ジフェニル-2,4,6-トリメチル	(3)-4078	4-(3)-48	75980-60-8	10-20



SC29WW14-01

ベンゾイルホスフィン=オキシド				
アクリル酸2-(2-エトキシエトキシ)エチル	(2)-3106	-	7328-17-8	5-10
アクリル酸と(2-エチル-2-ヒドロキシメチルプロパン-1,3-ジオールとオキシランの反応生成物)のエステル化反応生成物	(7)-708	10-2718	28961-43-5	1-5
マレイン酸ビス(2-エチルヘキシル)	(2)-1107	-	142-16-5	< 1
.epsilon.-カプロラクタム	(5)-1097	-	105-60-2	< 1

労働安全衛生法			
規制区分名	法文物質名	政令番号	重量%
名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)	酸化チタン (IV)	191	10-20

## 4. 応急措置

### 一般的なアドバイス

直ちに医師の手当てを受ける必要がある  
 症状が続く場合には、医師に連絡すること  
 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと  
 眼、皮膚、衣類につけないこと  
 アレルギー性反応を起こすおそれ

### 吸入した場合

空気の新鮮な場所に移すこと  
 皮膚に直接触れないようにすること。口対口の人工呼吸を行う際はバリアを使用すること  
 直ちに医師の診断/手当てを受けること  
 呼吸が不規則になった場合又は停止した場合には、人工呼吸を施すこと  
 事故により蒸気を吸入した場合には、空気の新鮮な場所に移すこと  
 症状が続く場合には、医師に連絡すること  
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること  
 吸入した場合：気分が悪いときは医師に連絡すること

### 皮膚接触

直ちに医師の手当てを受ける必要がある  
 汚染された衣服及び靴を脱ぎ、直ちに石けんと多量の水で洗うこと  
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること  
 直ちに石けんと多量の水で洗うこと  
 炎症が続く場合は、医師に連絡すること  
 刺激が生じて長引くときは、医師の手当てをうけること

### 眼接触

直ちに多量の水で洗うこと。最初に洗った後、コンタクトレンズを着用している場合は外し、少なくとも15分間は洗い続けること  
 洗っている間は眼を大きく広げてたままにすること  
 直ちに医師に連絡すること

SC29WW14-01

直ちに少なくとも15分間まぶた（眼）の裏側まで多量の水で洗うこと  
 症状が続く場合には、医師に連絡すること  
 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること

**飲み込んだ場合**

無理に吐かせないこと  
 水で口をすすぎ、その後多量の水を飲むこと  
 意識のない者には、何も口から与えてはならない  
 直ちに医師または中毒情報センターに連絡すること  
 医師に連絡すること  
 飲み込んだ場合に誤嚥の可能性  
 医師の手当てを受けること  
 口を水ですすぐこと

**応急措置をする者の保護に必要な注意事項**

8項で推奨されている個人用保護具を着用すること  
 皮膚、眼又は衣類との接触を避けること

**医師に対する特別な注意事項**

敏感な人は感作を引き起こすことがある  
 症状に応じて治療すること

## 5. 火災時の措置

**引火性特性**

消火後に再着火するおそれ  
 引火性/可燃性物質

**適切な消火剤**

二酸化炭素、粉末消火剤、乾いた砂、耐アルコールフォーム、霧状の強化液  
 リスクを伴わずに行えるのであれば、容器を火災区域から移動させること  
 現地の状況及び周囲環境に適した消火方法を用いること  
 可燃性の物を周囲から素早く取り除くこと

**使ってはならない消火剤**

火災を拡散するおそれがあるので棒状水を使用しないこと

**特有の危険有害性**

火災及び／又は爆発が発生した場合には、ヒュームを吸い込まないこと  
 吸入および皮膚接触により感作を引き起こすことがある  
 熱分解すると刺激性及び有毒なガス及び蒸気を放出する可能性がある  
 本製品は目、皮膚、及び粘膜の刺激を引き起こす

**特有の消火方法**

水噴霧で容器を冷却すること

**消火を行う者のための特別な保護具**

消火を行うときは必要に応じて自給式呼吸装置を着用すること  
 指定された個人保護具を使用すること  
 火災及び／又は爆発が発生した場合には、ヒュームを吸い込まないこと  
 消防士の特殊保護具

## 6. 漏出時の措置

**人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置**

指定された個人保護具を使用すること  
 人員を漏出／漏えい（洩）の風上に遠ざけること  
 人員を安全な区域に退避させること  
 風上に留まること

SC29WW14-01

全ての点火源を排除すること（近接区域では禁煙とし、裸火、火花または火炎を排除する）  
 皮膚、眼との接触及び蒸気の吸入を避けること  
 蒸気が発生する場合には、フィルタ付きの呼吸器を着用すること  
 火災の場合：安全に対処できるならば漏えい（洩）を止めること  
 適切な保護衣を着用している場合を除き、損傷した容器や漏出物には触らないこと  
 特に密閉区域内では、十分な換気を確保すること  
 静電気に対する予防措置を講ずること

**その他の情報**

その区域を換気すること

**環境に対する予防措置**

安全に対処できるならば、それ以上の漏えい（洩）又は漏出を防ぐこと  
 製品が排水路に入らないようにすること  
 地上水又は下水施設に流さないこと  
 内容物／容器は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること  
 環境への放出を避けること  
 漏出物を回収すること

**封じ込め方法**

安全に対処できるならば、それ以上の漏えい（洩）又は漏出を防ぐこと  
 拡散を最小限にするために粉末状の漏出物をプラスチック・シート又は防水シートで覆うこと  
 後で廃棄するために液体流出物のかかり前方に堤防を築くこと

**浄化方法**

液体漏出物を砂、土又はその他の不燃性吸収物質で覆うこと  
 拡散を最小限にするために粉末状の漏出物をプラスチック・シート又は防水シートで覆うこと  
 廃棄するためにほうきで集め、シャベルで適切な容器にすくい取ること  
 不活性吸収材料で吸収すること  
 せき止めること  
 回収して適切に表示された容器に移すこと  
 火花を発生させない工具を使用すること

**7. 取扱い及び保管上の注意**

取扱い

**安全取扱注意事項**

皮膚、眼又は衣類との接触を避けること  
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと  
 8項で推奨されている個人用保護具を着用すること  
 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと  
 局所排気換気装置を併用すること  
 静電気に対する予防措置を講ずること  
 換気の良い場所でのみ取り扱う  
 飲み込むと胃腸刺激、吐き気、嘔吐、及び下痢を引き起こすおそれがある  
 取扱いの後にはしっかり手洗いとうがいをすること  
 第一類、第六類の危険物及び高圧ガスは接触回避する  
 この製品を拭き取ったウエス等は、速やかに焼却または廃棄する

保管

容器を密閉して乾燥した涼しく換気のよい場所に保管すること

SC29WW14-01

子供の手の届かない場所に保管すること  
 適切な表示のある容器に保管すること  
 熱、火花、炎及び他の着火源（例えば、点火バーナー、電気モーター及び静電気）から遠ざけること  
 火花を発生させない工具及び防爆型の機器を使用すること  
 酸化剤と混触禁止  
 消防法の基準にもとづき危険物倉庫に保管する  
 製品容器及び製品ドラム等にて保管する  
 紫外線や熱によって重合するので、密閉容器に入れて換気良好な冷暗所に一定の場所を定めて貯蔵する

## 混触危険物質

熱  
 強酸  
 酸化剤  
 アルカリ  
 光  
 過酸化物  
 ラジカル開始剤  
 第一類、第六類の危険物及び高圧ガスは接触回避する

## 8. ばく露防止及び保護措置

化学品の名称	日本産業衛生学会	労働安全衛生法 作業環境評価基準 - 管理濃度	ACGIH TLV
酸化チタン(IV)	0.3 mg/m <sup>3</sup>	-	TWA: 10 mg/m <sup>3</sup>
.epsilon.-カプロラクタム	-	-	TWA: 5 mg/m <sup>3</sup> inhalable fraction and vapor

## 設備対策

特に密閉区域内では、十分な換気を確保すること  
 シャワー  
 洗眼場  
 換気システム

## 保護具

### 呼吸用保護具

換気が不十分な場合、適切な呼吸用保護具を着用する  
 マスク等の吸収缶の交換は破過時間に応じて、適宜又は定期的に行う

### 手の保護具

保護手袋を着用すること

### 眼/顔面の保護

密封性の高い安全ゴーグル  
 顔面保護シールド  
 サイドシールド付き保護眼鏡（またはゴーグル）を着用すること

### 皮膚及び身体の保護具

適切な保護衣  
 プラスチック又はゴム製の手袋  
 適切な保護衣を着用する  
 エプロン  
 保護靴又は長靴

SC29WW14-01

## 一般的な衛生注意事項

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと  
 機器、作業区域及び衣類を定期的にクリーニングすることが推奨される  
 皮膚、眼又は衣類との接触を避けること  
 取扱後は手をよく洗うこと  
 飲食物、動物用飼料から離して保管する

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体	
色	有色	
臭い	特異臭	
<b>特性</b>	<b>値</b>	<b>備考</b> ・ 引火点測定方式
融点/凝固点	データなし	
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし	情報なし
可燃性		
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界		
爆発又は可燃の上限界	データなし	
爆発又は可燃の下限界	データなし	
引火点	≥94 ° C	セタ密閉方式
蒸発速度	データなし	情報なし
自然発火点	データなし	情報なし
分解温度	データなし	情報なし
pH	非該当	
粘度		
動粘性率	<= 14 mm <sup>2</sup> /s	
溶解度		
水への溶解度	水に不溶	
有機溶剤に対する溶解性	可溶性：有機溶媒	
n-オクタノール/水分係数 (log 値)	データなし	情報なし
蒸気圧	データなし	情報なし
相対密度	1.10-1.20	
相対ガス密度	データなし	情報なし
粒子特性		
粒径	データなし	情報なし

化学品の名称	沸点 ° C	密度	蒸気圧	相対ガス密度	引火点	自然発火点
アクリル酸ベンジル	228 ° C 1013.25 hPa	1.0573 g/cm <sup>3</sup> at 20 ° C	-	-	-	-
酸化チタン(IV)	2500 - 3000 ° C	3.9 - 4.1 g/cm <sup>3</sup>	-	-	-	-
マレイン酸ビス(2-エチルヘキシル)	164 ° C 10 mmHg	0.94 g/cm <sup>3</sup> at 20 ° C	<0.01 hPa at 20 ° C	-	185 ° C	-
.epsilon.-カプロラクタム	270 ° C	1.014 g/cm <sup>3</sup> at 80 ° C	0.0014 hPa at 20 ° C	-	152 ° C closed cup	395 ° C

SC29WW14-01

## 10. 安定性及び反応性

反応性 / 安定性	通常の条件下で安定 重合が発生する可能性がある 熱すると爆発のおそれ
静電放電に対する感度	熱、火花、炎で引火するおそれ
避けるべき条件	静電気に対する予防措置を講ずること 極度の温度及び直射日光 熱
混触危険物質	熱 強酸 酸化剤 アルカリ 光 過酸化物 ラジカル開始剤 第一類、第六類の危険物及び高圧ガスは接触回避する
危険有害な分解生成物	火災条件下で毒性のヒュームを放出するおそれがある

## 11. 有害性情報

反復または長期にわたる接触は、非常に敏感な人にアレルギー性反応を生じるおそれがある  
皮膚接触により感作を引き起こすことがある  
吸入および皮膚接触により感作を引き起こすことがある

### 急性毒性

#### 毒性の数値尺度 - 製品情報

以下の値はGHS文書の第3.1章に基づいて算出されている

ATEmix (経口)	1,557.60 mg/kg
ATEmix (経皮)	1,973.50 mg/kg

#### 未知の急性毒性

- 混合物の 4.3 %は急性経口毒性が未知の成分から成る
- 混合物の 66.0 %は急性経皮毒性が未知の成分から成る
- 混合物の 100 %は急性吸入毒性 (ガス) が未知の成分から成る
- 混合物の 84.0 %は急性吸入毒性 (粉じん/ミスト) が未知の成分から成る
- 混合物の 89.1 %は急性吸入毒性 (蒸気) が未知の成分から成る

#### 毒性の数値尺度 - 成分情報

化学品の名称	経口LD50	経皮LD50	吸入 LC50	日本GHS分類 / その他	規則 (EC) No. 1272/2008[CLP]による分



SC29WW14-01

					類 ANNEX VI Table3.1 / その他
アクリル酸ベンジル	-	-	-	Skin Irrit. 2 Skin Sens. 1B Aquatic Acute 1 Aquatic Chronic 1	Skin Irrit. 2 (H315) Skin Sens. 1B (H317) Aquatic Acute 1 (H400) Aquatic Chronic 1 (H410)
メルホリン, 4-(1-オキソ-2-プロペニル)-	-	-	-	-	Acute Tox. 4 (H302) Eye Dam. 1 (H318) Skin Sens. 1 (H317) STOT RE 2 (H373)
酸化チタン(IV)	> 10000 mg/kg ( Rat )	-	-	STOT RE 1 Aquatic Chronic 4	STOT RE 1 (H372) Aquatic Chronic 4 (H413)
2H-アゼピン-2-オン, 1-エテニルヘキサヒドロ-	-	-	-	Acute Tox. Oral 4 Eye Irrit. 2 Skin Sens. 1B STOT RE 1	Acute Tox. 4 (H302) Eye Irrit. 2 (H319) Skin Sens. 1B (H317) STOT RE 1 (H372)
ジフェニル-2, 4, 6-トリメチルベンゾイルホスフィン=オキシド	-	-	-	-	Repr. 2 (H361)
アクリル酸2-(2-エトキシエトキシ)エチル	-	-	-	Acute Tox. Oral 4 Acute Tox. Der. 3 Skin Irrit. 2 Eye Irrit. 2 Skin Sens. 1A Aquatic Chronic 2	Acute Tox. 4 (H302) Acute Tox. 3 (H311) Skin Irrit. 2 (H315) Eye Irrit. 2 (H319) Skin Sens. 1A (H317) Aquatic Chronic 2 (H411)
アクリル酸と(2-エチル-2-ヒドロキシメチルプロパン-1, 3-ジオールとオキシランの反応生成物)のエステル化反応生成物	-	> 13 g/kg ( Rabbit )	-	Eye Irrit. 2 Skin Sens. 1B Aquatic Chronic 3	Eye Irrit. 2 (H319) Skin Sens. 1B (H317) Aquatic Chronic 3 (H412)
マレイン酸ビス(2-エチルヘキシル)	14 g/kg ( Rat )	14415 mg/kg ( Rabbit ) 15 mL/kg ( Rabbit )	-	Skin Sens. 1B Aquatic Acute 3 Aquatic Chronic 1	Skin Sens. 1B (H317) Aquatic Acute 3 (H402) Aquatic Chronic 1 (H410)
.epsilon.-カプロラクタム	1210 mg/kg ( Rat )	1410 µL/kg ( Rabbit ) 1438 mg/kg ( Rabbit )	8.16 mg/L ( Rat ) 4 h	Repr. 2 Skin Irrit. 2 Eye Irrit. 2 STOT RE 1 STOT SE 2 STOT SE 3 Acute Tox. Der. 4 Acute Tox. Oral 4	Acute Tox. 4 (H302) Acute Tox. 4 (H332) Skin Irrit. 2 (H315) Eye Irrit. 2 (H319) STOT SE 3 (H335) Acute Tox. 4 (H312) Repr. 2 (H361) STOT RE 1 (H372)

## GHS/CLP分類説明：

Expl. :爆発物, Flam. Gas :可燃性/引火性ガス (化学的に不安定なガスを含む), Ox. Gas :支燃性/酸化性ガス, Press. Gas :高圧ガス, Flam. Liq. :引火性液体, Flam. Solid :可燃性固体, Self-react. :自己反応性化学品, Pyr. Liq. :自然発火性液体, Pyr. Sol. :自然発火性固体, Self-heat. :自己発熱性化学品, Water-react. :水反応可燃性化学品, Ox. Liq. :酸化性液体, Ox. Sol. :酸化性固体, Org. Perox. :有機過酸化物, Met. Corr. :金属腐食性物質, Acute Tox. Oral :急性毒性 - 経口,



SC29WW14-01

Acute Tox. Der. :急性毒性 - 経皮, Acute Tox. Inh. (Gas) :急性毒性 - 吸入 (気体), Acute Tox. Inh. (Vap) :急性毒性 - 吸入 (蒸気), Acute Tox. Inh. (D/M) :急性毒性 - 吸入 (粉塵およびミスト), Skin Corr. :皮膚腐食性, Skin Irrit. :皮膚刺激性, Eye Dam. :眼に対する重篤な損傷性, Eye Irrit. :眼刺激性, Resp. Sens. :呼吸器感作性, Skin Sens. :皮膚感作性, Muta. :生殖細胞変異原性, Carc. :発がん性, Repr. :生殖毒性, Lact. :授乳に対するまたは授乳を介した影響, STOT SE :特定標的臓器毒性 (単回ばく露), STOT RE :特定標的臓器毒性 (反復ばく露), Asp. Tox. :吸引性呼吸器有害性, Aquatic Acute :水生環境有害性 (急性), Aquatic Chronic :水生環境有害性 (慢性)

### 短期的及び長期的ばく露による直後の影響と遅発性の影響及び慢性的影響

皮膚腐食性／刺激性	本製品は試験されていない 成分情報に基づいて分類された危険有害性については項目2を参照
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	本製品は試験されていない 成分情報に基づいて分類された危険有害性については項目2を参照
呼吸器感作性又は皮膚感作性	本製品は試験されていない 成分情報に基づいて分類された危険有害性については項目2を参照
生殖細胞変異原性	本製品は試験されていない 成分情報に基づいて分類された危険有害性については項目2を参照
発がん性	本製品は試験されていない 成分情報に基づいて分類された危険有害性については項目2を参照

化学品の名称	日本産業衛生学会	IARC
酸化チタン(IV)	Group 2B	Group 2B

日本産業衛生学会説明： Group 1:ヒトに対して発がん性があると判断できる物質, Group 2A:ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質, Group 2B:ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質

IARC説明： Group 1:ヒトに対して発がん性を示す, Group 2A:ヒトに対しておそらく発がん性を示す, Group 2B:ヒトに対して発がん性を示す可能性がある, Group 3:ヒトに対する発がん性について分類できない

生殖毒性	本製品は試験されていない 成分情報に基づいて分類された危険有害性については項目2を参照
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	本製品は試験されていない 成分情報に基づいて分類された危険有害性については項目2を参照
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	本製品は試験されていない 成分情報に基づいて分類された危険有害性については項目2を参照
誤えん有害性	本製品は試験されていない 成分情報に基づいて分類された危険有害性については項目2を参照

## 12. 環境影響情報

### 生態毒性

水生環境有害性 短期 (急性)	本製品は試験されていない 成分情報に基づいて分類された危険有害性については項目2を参照
-----------------	--



SC29WW14-01

水生環境有害性 長期（慢性） 本製品は試験されていない  
成分情報に基づいて分類された危険有害性については項目2を参照

混合物の 41.4 %は水生環境に対する危険有害性が未知の成分で構成されている

生体蓄積性 情報なし

### 1 3. 廃棄上の注意

残留物/未使用製品からの廃棄物 環境中に放出してはならない  
廃棄は、適用される地方、国、地域の法律及び規制に従って行わなければならない

汚染容器及び包装 この容器を不適切に廃棄したり再利用することは、危険かつ違法である場合がある

その他の情報 ドラム缶に入れ、横転しても内容物が外部へ流出しないように密栓する

### 1 4. 輸送上の注意

容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込む  
荷くずれの防止を確実に行う  
容器を積み重ねる場合には高さ 3 m以下とする  
第一類、第六類の危険物及び高圧ガス（一部を除く）とは混載できない  
指定数量以上の製品を車両で運搬する場合は、当該車両に総務省令規定の標識を掲げ、適正な消火器を備える  
消防法の危険等級に適応する運搬容器に収納して運搬する。（第1石油類・アルコール類は危険等級Ⅱ、第2石油類・第3石油類・第4石油類・動植物油類は危険等級Ⅲ）  
光が不透過な運搬容器に収納する

国連番号 UN3082  
容器等級 III  
ERG コード 171  
(緊急時応急措置指針番号)  
正式輸送品目名 環境有害物質（液体）

#### IMDG（国際海上危険物規則）

正式輸送品目名 環境有害物質（液体）  
危険有害性クラス 9  
国連番号 UN3082  
容器等級 III  
EmS番号 F-A, S-F  
環境有害性 該当する

#### ICAO（国際民間航空機関）

国連番号 UN3082  
正式輸送品目名 環境危険有害性物質、液体、その他の危険物  
危険有害性クラス 9  
容器等級 III



SC29WW14-01

#### ADR (道路による危険物の国際輸送に関するヨーロッパ協定)

国連番号	UN3082
正式輸送品目名	環境危険有害性物質、液体、その他の危険物
危険有害性クラス	9
ラベル	9
容器等級	III

#### IATA (国際航空運送協会)

国連番号	UN3082
正式輸送品目名	環境危険有害性物質、液体、その他の危険物
危険有害性クラス	9
容器等級	III

#### RID (鉄道による危険物の国際輸送に関する規則)

正式輸送品目名	環境危険有害性物質、液体、その他の危険物
危険有害性クラス	9
国連番号	UN3082
容器等級	III
分類コード	M6

## 15. 適用法令

労働安全衛生法 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)  
名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

化学物質の審査及び製造との規制に関する法律 優先評価化学物質 (法第2条第5項)

#### 化審法優先評価物質

規制区分名	法文物質名	政令番号	重量%
優先評価化学物質 (法第2条第5項)	ε-カプロラクタム	82	< 1

消防法危険物区分 危険物第4類引火性液体第3石油類非水溶性液体III

船舶安全法 有害性物質 (危規則第3条危険物告示別表第1)

航空法 その他の有害物質 (施行規則第194条危険物告示別表第1)

廃棄物処理法

## 16. その他の情報

SC29WW14-01

---

作成日	2019-01-25 (年-月-日)
改訂日	2023-05-26 (年-月-日)
主要参照文献とデータの出典	ケムアドバイザー社 LOLI データベース

**免責事項**

このSDSは、JIS Z 7252:2019およびJIS Z 7253:2019の要件に準拠しています。この化学物質等安全データシートに記載されている情報は、その発行日の時点において、弊社の知識、情報及び信念のおよぶ限りにおいて正確なものです。ここに提示されている情報は、安全取扱、使用、プロセッシング、保管、運搬、廃棄、及び放出の指針とすることのみを目的としたものであり、保証又は品質仕様と考えるべきものではありません。この情報は、指定された特定の物質にのみ関連するものであり、本文中に明記されている場合を除き、他の何らかの材料と併用した場合、又は何らかのプロセスに使用した場合には、有効でなくなる場合があります

安全データシートの終端